

令和8年度 設計積算資料閲覧集

[令和8年5月15日改定版]

京都府農林水産部
農村振興課

閲覧される方へ

当資料は、入札・契約制度の一層の公平性・透明性を確保し、開かれた府政の実現に向けた適正な公共事業の推進を図るために情報提供を行うものです。そのため、この目的を御理解のうえ閲覧していただくことをお願いします。

なお、以下の内容を御確認のうえ閲覧下さい。

- 1 当資料を閲覧するに当たっては、静粛をお願いします。なお、閲覧状態が良好でない場合には、御遠慮いただく場合があります。
- 2 当資料の複写については、有償で対応します。
- 3 当資料における質問、苦情、説明等は、一切応じかねますので御理解下さい。
- 4 当資料は、京都府農林水産部農村振興課が所管する府営農業農村整備事業の予定価格の積算に使用する歩掛・積算基準・単価を記載しております。

令和 8 年度積算単価 公表資料

[令和 8 年 5 月 15 日改定版]

京都府農林水産部農村振興課

[地域・地区の適用区分]

地域区分	地区区分	該 当 市 町 村
北部	京丹後	京丹後市
	宮津	宮津市、与謝郡
	舞鶴	舞鶴市
	中丹	福知山市、綾部市
南部	北桑田	南丹市(美山)、京都市北部(京北、花脊、大布施、広河原、久多)
	南丹	南丹市(美山を除く)、船井郡
	亀岡	亀岡市
	京都	京都市(北部を除く)、向日市、長岡京市、乙訓郡
	山城	宇治市、城陽市、八幡市、京田辺市、久世郡、綴喜郡
	木津	木津川市、相楽郡

情報提供その1（歩掛[積算基準]）

歩掛[積算基準]については、以下の資料を使用しております。

「令和6年度農林水産省土地改良工事積算基準(土木工事)」
「令和6年度農林水産省土地改良工事積算基準(機械経費)」
「令和6年度農林水産省土地改良工事積算基準(施設機械)」
「令和6年度農林水産省土地改良工事積算基準(調査・測量・設計)」

適用日：令和6年8月20日以降の積算にかかるもの

「令和7年度農林水産省土地改良工事積算基準(土木工事)」
「令和7年度農林水産省土地改良工事積算基準(機械経費)」
「令和7年度農林水産省土地改良工事積算基準(施設機械)」
「令和7年度農林水産省土地改良工事積算基準(調査・測量・設計)」

適用日：令和7年8月20日以降の積算にかかるもの

上記図書は、（一社）農業農村整備情報総合センターで市販されており、京都府作成資料ではないため公表の対応はしておりません。

なお、図書の購入については、以下の発行所にお問い合わせください。

（一社）農業農村整備情報総合センター	
〒103-0006 東京都中央区日本橋富沢町10-16	
MY ARK日本橋ビル2F	
TEL	03-5695-7170
FAX	03-3664-2100

情報提供その2（単価）

単価については、以下の資料を使用しております。

1 別添の「積算単価 公表資料」のとおり

労務単価 [令和8年3月改定版]

適用日：令和8年3月1日以降の積算にかかるもの

地域資材単価 [令和8年5月改定版]

適用日：令和8年5月1日以降の積算にかかるもの

地区資材単価 [令和8年5月改定版]

適用日：令和8年5月1日以降の積算にかかるもの

(留意事項)

- 1 積算に使用している単価のうち、農林水産省など京都府以外が制定しているもの（施工パッケージ型積算方式における標準単価、機労材構成比及び東京単価の求め方を含む）については、該当機関で公開等をしておりますので、当資料に掲載しておりません。

また、当資料において単価が空白となっているものについては、市販されている建設資材の物価資料（（一財）建設物価調査会発行の月刊「建設物価」（「Web 建設物価」を含む）、（一財）経済調査会発行の月刊「積算資料」（「積算資料電子版」を含む）の掲載単価^{*1}をもとに決定しており、両法人が著作権を有していることから、京都府において公開しておりません。

今回の材料単価は、**2026年4月号**の双方の平均^{*2}とし、有効桁^{*3}に応じて決定しています。

- 2 市場単価及び土木工事標準単価は掲載していませんが、市販されている物価資料（（一財）建設物価調査会発行「土木コスト情報」、（一財）経済調査会発行「土木施工単価」）の掲載単価に基づき決定をしている単価です。

2026年2月1日以降の積算にかかるものは、物価資料の**冬号**の双方の平均^{*2}とし、有効桁^{*3}に応じて決定しています。

- 3 機械器具賃料は掲載していませんが、市販されている物価資料（（一財）建設物価調査会発行の月刊「建設物価」（「Web 建設物価」を含む）、（一財）経済調査会発行の月刊「積算資料」（「積算資料電子版」を含む）の掲載単価に基づき決定をしている単価です。なお、クローラクレーン賃料については、次の計算方法により各物価資料の掲載単価から日当たり金額を計算し有効数字3桁未満切捨てとした単価に基づき決定しています。

1日当たり賃料=1ヶ月当たり賃料÷保証日数

2026年5月1日以降の積算にかかるものは、物価資料の**2026年4月号**の双方の平均^{*2}とし、有効桁^{*3}に応じて決定しています。なお、長期割引を行う場合は、前記方法に基づき決定した単価に割引率を掛け、有効桁に応じて四捨五入しています。

なお、ICT 建設機械経費損料加算額については、「情報化施工技術の活用ガイドライン **令和7年4月** 農林水産省農村振興局整備部設計課」の「積算編」に記載の単価を使用しています。

- 4 仮設材賃料は掲載していませんが、市販されている物価資料（（一財）建設物価調査会発行の月刊「建設物価」（「Web 建設物価」を含む）、（一財）経済調査会発行の月刊「積算資料」（「積算資料電子版」を含む）の掲載単価に基づき決定をしている単価です。

2026年5月1日以降の積算にかかるものは、物価資料の**2026年4月号**の双方の平均^{*2}とし、有効桁^{*3}に応じて決定しています。

なお、物価資料に掲載のない修理費及び損耗費については近畿農政局制定単価（令和8年4月）を使用しています。

- 5 仮設材損料は掲載していませんが、近畿農政局制定単価（令和8年5月）を使用しています。

- ※1 大口取引の単価をもとに決定しており、京都府の掲載単価がない場合は、大阪または近畿の単価をもとにしています。
- ※2 一方の物価資料しか掲載のない場合は、その価格を採用しています。
なお、地区資材単価のうち生コンクリート類及び石材類の木津地区単価については、建設物価(木津川)と積算資料(宇治)の平均としています。
また、地区資材単価のうち生コンクリート類の北桑田地区については、南丹地区の単価を使用しています。
- ※3 平均価格の有効桁は、対象としている価格を比較し最も大きい方の有効桁とし、それ以下の桁は切り捨てるものとします。ただし、対象価格で最も大きい有効桁が3桁未満のときは、平均価格の有効桁は3桁とします。（但し、小数点以下は切り捨てます。）

2 「京都府土木工事単価資料」令和8年度（5月改定版）（5月15日改訂）

適用日：令和8年5月15日以降の積算にかかるもの

本図書は、府政情報センター及び府下の各広域振興局建設部（土木事務所）で閲覧して下さい。